

年金あれこれ

65歳の国民年金・60歳に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する方へ事前に「裁定請求書」が送付されます！

年金請求時の相談業務の平準化及び裁定事務の迅速化を図るため、次に該当する方を対象に、日本年金機構から受給権が発生する65歳・60歳に到達する3か月前に「裁定請求書」が送付されます。

また、受給資格が確認できないかたには、60歳に到達する3か月前に「年金に関するお知らせ（ハガキ）」が送付されます。

老齢基礎年金の受給資格を満たしており、65歳から老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給権が発生するかた。

老齢基礎年金の受給資格を満たしており、60歳に特別支給の厚生年金の受給権が発生するかた。

65歳到達者で、老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給権が発生しているかた。

60歳から64歳の間に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生しているにもかかわらず、年金の請求がされていないかた。

日本年金機構で管理している記録では、老齢基礎年金の受給資格が確認できないかた。

注意 65歳で老齢基礎年金を受給されるかたは、誕生日以降に裁定請求書を戸籍年金係までご持参ください。

保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金

これからの家庭教育

～あらためて親子から始めよう！～

親が楽しめば子どもも楽しい

子どもの体力低下を防ぐためには、まず親の意識改革が必要です。親が変わらなければ子どもも変わりません。子どもの今を正しく認識し、子どもと一緒に元気アップに取り組みましょう。

子どもは学校生活などでも運動を行っていますが、お父さん・お母さんと一緒になって体を動かすという事が子どもにとってとても重要です。親子という絶対的な信頼感のなかで、本気でほめられたりしかられたりすることで体も心も成長していくのです。

最近運動不足を感じているお父さん・お母さんも多いと思います。自分達の運動不足解消のためにも、日常生活をリフレッシュするためにも、親子揃って運動を続けるようにしましょう。その時に大切なのは、お父さん・お母さん自身が楽しんで取り組むことです。そうすれば、きっと子どもも楽しく元気になれるはずです。

(元気アップ親子セミナーブック「TOUCH」抜粋)



- 和寒町青少年育成町民会議 -

陸上自衛隊高等工科学校生徒募集

資格 平成23年4月1日現在 15歳以上17歳未満の男子
身分 特別職国家公務員(生徒) 自衛官ではありません。
居住場所 神奈川県横須賀市御幸浜2-1(武山駐屯地)
高校教育 神奈川県立横浜修悠館高等学校(通信制)に入学し、生徒課程修了時に高等学校の卒業資格を取得することができます。

休日 週休2日制、祝日、年末年始休暇等
手当 生徒手当：月学94,900円 期末手当(ボーナス)：年2回(6月、12月)
待遇 食事・制服類・寝具は、支給又は貸与
受付 平成22年11月1日(月)～平成23年1月7日(金)
(電話連絡等により広報官が対応いたします。)

試験日 平成23年1月22日(土)

問い合わせ先

*自衛隊旭川地方協力本部 名寄出張所 TEL：01654-2-3921

住所 名寄市西1条南9丁目45(公園通り)

受験申し込みは、和寒町役場総務課でも対応いたします。

